

# 資材機械購買基本約款

(平成 24 年 10 月 1 日改定施行)



(注) 本約款の最新版は、弊社ホームページに掲載しています。  
本約款の内容を変更した場合は、貴社との間で新規契約を締結する際にお知らせします。

# 資材機械購買基本約款

## 目 次

第 1 条	目的
第 2 条	適用
第 3 条	信義誠実
第 4 条	法令等遵守義務
第 5 条	電磁的記録の提供
第 6 条	契約の成立等
第 7 条	購買システムの利用
第 8 条	パスワード等の管理
第 9 条	契約内容の変更
第 10 条	設計等に関する書類の承諾等
第 11 条	製作用材料・部品の指定
第 12 条	購入仕様書等
第 13 条	支給品等
第 14 条	物件の貸与
第 15 条	支給品及び貸与物件の取扱
第 16 条	引渡
第 17 条	甲の請求による引渡
第 18 条	代替引渡
第 19 条	引渡期日厳守
第 20 条	超過納入の禁止
第 21 条	検査、検定及び検収
第 22 条	検査
第 23 条	検定
第 24 条	検収
第 25 条	条件付検収
第 26 条	無検査検収
第 27 条	所有権の移転
第 28 条	危険負担
第 29 条	減価採用
第 30 条	無償使用
第 31 条	代金の支払
第 32 条	瑕疵担保責任
第 33 条	損害賠償等
第 34 条	製造物責任

第 35 条	機能保証
第 36 条	品質・納期管理、立入検査
第 37 条	補修用の製作用材料等の供給
第 38 条	製作委託の制限等
第 39 条	環境保全・公害防止義務
第 40 条	災害防止義務
第 41 条	労災付保及び補償手続
第 42 条	付保
第 43 条	甲の定める諸規程の遵守等
第 44 条	争議行為の通知
第 45 条	乙の情報提供
第 46 条	代理人
第 47 条	知的財産権の実施・使用及び侵害防止
第 48 条	知的財産権の帰属
第 49 条	知的財産権実施許諾等の条件
第 50 条	秘密保持義務
第 51 条	権利義務譲渡の禁止
第 52 条	甲の解除権等
第 53 条	契約解除時の措置
第 54 条	乙の解除権等
第 55 条	反社会的勢力の排除
第 56 条	相殺
第 57 条	不可抗力免責
第 58 条	残存条項
第 59 条	基本約款の適用時期
第 60 条	管轄裁判所
第 61 条	協議事項

【乙が目的物の据付等の工事を施工する場合の特則】

第 62 条	現場代理人
第 63 条	材料等の検査及び搬出入
第 64 条	乙の設備等
第 65 条	工事の施工
第 66 条	代替施工
第 67 条	関連工事との調整
第 68 条	下請負の制限等

# 資材機械購買基本約款

## 第1条（目的）

本資材機械購買基本約款（以下「基本約款」という。）は、注文者 新日鉄住金化学株式会社（以下「甲」という。）と取引先（以下「乙」という。）が締結する資材、機械、設備等（以下「目的物」という。）の売買契約等に関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

## 第2条（適用）

- ① 甲及び乙は、第6条に基づき締結する個々の売買契約等（以下「個別契約」という。なお、「基本約款」及び「個別契約」を総称して「本契約」という。）を履行するために、本契約に従わなければならないものとする。
- ② 甲及び乙は、本契約が「下請代金支払遅延等防止法」の適用を受ける場合を含め、個別契約において基本約款の適用を一部排除すること、又は基本約款と異なる事項を定めることができるものとし、この場合には個別契約の規定が優先適用されるものとする。
- ③ 乙は、本契約に関する一切の書面又はデータ（以下、総称して「書面等」という。）を日本語で作成・提出するものとし、外国語で作成した書面等を提出する場合は、日本語の訳文を添付し、当該訳文に関する一切の責任を負うものとする。但し、個別契約で書面等を英語により作成・提出することができる旨を定めた場合はこの限りではない。

## 第3条（信義誠実）

甲及び乙は、互いに協力して信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

## 第4条（法令等遵守義務）

乙は、本契約の履行にあたり、関係法令、監督官庁からの指示命令等及び公正妥当と認められる社会のルールを遵守しなければならない。万一、これらに違反し、損害賠償請求その他の紛争が生じた場合には、乙は自己の責任と負担において解決するものとする。

## 第5条（電磁的記録の提供）

甲及び乙は、原則として、基本約款に定める各書面の交付、通知又は報告を甲の購買システム（以下「本システム」という。）を利用した電磁的記録の提供（当該電磁的記録が本システムのサーバーに記録、保存されることをいう。）により行うものとする。なお、本条の規定は、甲又は乙が本システムを利用せずに、書面をもって相手方に行う意思表示の効力を制限し、又は失わせるものではない。

## 第6条（契約の成立等）

- ① 個別契約は、次の各号のいずれかの時点で成立するものとする。
  1. 甲からの注文書又は納品依頼書（以下、総称して「注文書等」という。）による申込に

対し、乙が注文請書その他の当該申込に対する承諾の意思を表示した書面を甲宛に発信（ファクシミリ、電子メールその他の電信手段による意思表示を含む。）したとき

2. 甲が作成する単価契約書に、甲及び乙の記名押印が完了したとき
  3. 前条に基づき、本システムを利用して甲乙間で個別契約を成立させる場合、当該個別契約は、本システム上で、甲が作成し提出した注文書に対し、乙が注文請書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を甲に提出したとき
- ② 前項の規定にかかわらず、乙が少額品の注文書等受領後、甲の第5営業日以内に甲に対し何らの申出もしなかったときは、乙は、甲の注文内容をそのまま承諾したものとみなす。なお、少額品の基準については、甲の各製造所で定めるものとする。
- ③ 乙が、見積照会にあたり、甲の提示する購入仕様書（以下「購入仕様書」という。）に基づき見積仕様書を作成し甲に提出する場合、購入仕様書に記載してある事項で見積仕様書に記載のない事項は購入仕様書の記載の内容どおりとみなす。なお、見積仕様書の中で購入仕様書に基づかない事項については、乙は、その旨を理由とともに明記するものとする。また、購入仕様書に記載されていると否とを問わず、購入仕様書に記載する目的物の機能から考慮して当然必要とされる事項については、乙は、見積仕様書にその旨を理由とともに明記しその見積の範囲に含めるものとする。

#### 第7条（購買システムの利用）

- ① 乙が第5条に基づき本システムを利用する場合、乙は甲に対し、本システムの利用に先立ち、乙の本システムの管理責任者（以下「管理責任者」という。）の氏名、連絡先等を甲所定の方法により通知するものとする。なお、管理責任者を変更する場合にも同様の通知を行うものとする。
- ② 甲は乙からの前項の通知を踏まえ、管理責任者に対し、本システムのID及びパスワードを付与するものとする。
- ③ 乙は甲に対し、乙の管理責任者の行為について全ての責任を負う。

#### 第8条（パスワード等の管理）

- ① 管理責任者は、本システムのID及びパスワードを厳重に管理するものとし、甲は、乙のID又はパスワードの盗用等に起因する乙の損害について、理由の如何を問わず一切責任を負わない。
- ② 乙は、ID又はパスワードの再発行を希望する場合には、直ちに甲所定の方法で甲に申し出るものとする。
- ③ 甲及び乙は、本システムを利用して相手方から提供を受けた電磁的記録を、相手方の真正な意思表示とみなす。

#### 第9条（契約内容の変更）

甲は、必要と認めるときは、乙と協議のうえ本契約の内容を変更することができるものと

する。これにより価格の増減、納期の変更、損害等が生じた場合、乙は速やかにその内容を甲に通知するものとし、甲乙協議のうえ当該価格の増減、納期の変更、損害の補填等の取扱について決定する。

#### 第10条（設計等に関する書類の承諾等）

- ① 乙が、購入仕様書に基づき目的物の設計、図面又は仕様書の作成を行う場合、乙は、甲から別段の指示がない限り、個別契約に定めるところに従い、当該目的物に必要な材料発注及び製作に先立ち、図面その他の設計等に関する書類を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- ② 乙は、前項に定める甲の承諾があったことをもって、本契約に基づく受注者としての乙の義務及び責任を免除又は軽減されない。

#### 第11条（製作用材料・部品の指定）

- ① 乙が購入仕様書に基づき目的物の製作を行う場合で、個別契約に定めがある場合には、製作用材料・部品（以下「製作用材料等」という。）について、目的物の品質及び整備の効率性を確保するために、甲が個別契約で定める製作用材料等を使用するものとする。
- ② 個別契約に前項の定めがある場合で、乙が、甲指定の製作用材料等以外を使用する場合には、事前に甲の承諾を得るものとする。

#### 第12条（購入仕様書等）

- ① 乙は、購入仕様書に基づき目的物の製作を行う場合で、個別契約に定める仕様、甲の定める図面、規程若しくは甲の指示に疑義を生じ又はそれらが不相当であると考えられる場合には、直ちに甲に通知し、甲の書面による新たな指示を受けなければならない。
- ② 乙が前項の定めを反し生じた損害は、全て乙の負担とする。
- ③ 乙は、購入仕様書に基づき目的物の製作を行う場合、個別契約に定める仕様に記載のない事項であっても、個別契約に記載する目的物の機能から考慮して当然必要であると合理的に判断されるものについては、甲に通知のうえ、仕様に織り込むものとする。なお、この場合、代金及び納期については、事前に甲が承諾したものを除き、変更されないものとする。

#### 第13条（支給品等）

- ① 甲は、本契約の履行に関し、必要と認めるときは、材料、部品、半製品、製品、用役（電力、用水等を指す。）等（以下、総称して「支給品」という。）を乙に支給又は販売斡旋する。この場合、乙は支給品を使用して目的物を製作しなければならないが、当該支給品の支給条件、内容等については、個別契約に定めるものとする。
- ② 乙は支給品を受取ったときは速やかにこれを検査し、瑕疵又は数量の過不足を発見したときは、直ちに甲に通知するとともに、甲の指示に従うものとする。

- ③ 乙が前項の定めに関し生じた損害は、全て乙の負担とする。

#### 第14条（物件の貸与）

- ① 甲は、本契約の履行に関し、必要と認めるときは、乙に機械、器具、土地、建物等（以下、総称して「貸与物件」という。）を貸与する。なお、貸与物件がある場合は、貸与条件、内容等について個別契約に定めるものとする。
- ② 乙は貸与物件を受取ったときは速やかにこれを検査し、瑕疵又は数量の過不足を発見したときは、直ちに甲に通知するとともに、甲の指示に従うものとする。
- ③ 乙が前項の定めに関し生じた損害は、全て乙の負担とする。

#### 第15条（支給品及び貸与物件の取扱）

支給品及び貸与物件の取扱は、次の各号の定めに従うものとする。

1. 乙は、支給品及び貸与物件を善良なる管理者の注意をもって使用、保管等するとともに、事前に甲の書面による承諾なしに個別契約履行の目的以外に使用してはならない。なお、貸与物件が土地であるときは、乙は、事前に甲の書面による承諾なしに、当該土地に建物、工作物の新設・増設等をしてはならず、また、貸与物件が建物であるときは、乙は、事前に甲の書面による承諾なしに、当該建物を増改築（造作の設置を含む。）する等の原状を変更する一切の行為をしてはならない。
2. 乙は、支給品及び貸与物件を事前に甲の書面による承諾なしに、第三者に譲渡、貸与、担保権等の設定等の処分をしてはならない。
3. 乙は、甲から無償支給された支給品（以下「無償支給品」という。）及び貸与物件が甲の所有に属することを明示し、常にその状況を明確にしておかなければならない。
4. 乙は、無償支給品及び貸与物件について第三者より差押、仮差押、仮処分等の処分を受け又は受けるおそれのあるときは、当該無償支給品及び貸与物件が甲の所有に属することを主張・証明するとともに、直ちに甲に通知し甲の指示に従わなければならない。
5. 甲又は甲の委託を受けた第三者は、支給品及び貸与物件の使用、保管その他の管理状況を調査するために、いつでも乙の事務所、倉庫等に立入り、又は乙に報告書の提出を求めることができる。
6. 乙は、無償支給品及び貸与物件が滅失、毀損、変質等し、又は盗難にあったときは、自己の責任と負担において補修を行うとともに、甲の損害を賠償しなければならない。
7. 本契約が終了したとき、解除されたとき又は甲が返還を要求したときは、理由の如何を問わず、乙は、無償支給品及び貸与物件を自己の責任と負担において直ちに甲に引渡さなければならない。この場合、甲は、引渡を受けるまで乙に対する目的物の代金の支払を拒むことができるものとし、乙は、占有している無償支給品（乙が甲に対して代金を支払っていない有償の支給品を含む。）及び貸与物件を留置する権利を放棄する。
8. 甲が乙に貸与した書類（仕様書、設計図その他一切のものを指す。）及びそれらを複写・複製した書面についても、本条が適用されるものとする。

#### 第 16 条 (引 渡)

- ① 目的物の引渡は、乙が目的物の全量を個別契約に定める場所に納入又は据付試運転調整を終了したときに完了するものとする。但し、個別契約でこれらと異なる引渡方法を定めることができるものとする。
- ② 納入及び据付試運転調整とは、次の各号をいう。
  1. 納入とは、目的物全量を乙が個別契約に定める場所に持込むことをいう。
  2. 据付試運転調整とは、納入後、乙が据付工事及び試運転調整を行うことをいう。
- ③ 甲は、自らの指示により、乙が目的物を分割納入する場合には、分割した個々の目的物について、前項の手続が終了した都度引渡の完了を承諾することができるものとする。
- ④ 乙は、目的物の引渡とともに、個別契約の定めるところにより、目的物（分割した個々の目的物を含む。以下同じ。）の機能、性能、品質、形状等個別契約に定める仕様を満たすことを証明する書面を甲に提出しなければならない。
- ⑤ 乙は、個別契約に別段の定めがない限り、目的物の引渡に要する運賃、荷造費、荷卸費、保険料等の費用を全て負担するものとする。

#### 第 17 条 (甲の請求による引渡)

甲は、乙の債権者により目的物が差押えられるおそれがある場合その他合理的事由がある場合には、個別契約に定める目的物の引渡期日前であっても、目的物（仕掛品を含む。）の引渡を請求することができ、乙は、これに従うものとする。この場合、甲は、引渡を受けた目的物について、甲乙協議のうえ代金として決定した金額を乙に支払うものとする。

#### 第 18 条 (代替引渡)

- ① 甲は、乙の引渡の遅延、不能等により甲の業務に支障が生じ又は生じるおそれがあるときは、乙の負担において自ら又は第三者を使用して目的物の全部又は一部の引渡を受けることができるものとする。この場合、乙は、これを拒んではならない。
- ② 前項の場合、甲は、乙が目的物の引渡に使用する機械、器具等（以下「引渡使用品」という。）で必要と認められるものを、無償で自ら使用し又は第三者に使用させることができるものとする。

#### 第 19 条 (引渡期日厳守)

- ① 乙は、目的物の引渡にあたり、個別契約に定める引渡期日を厳守しなければならない。
- ② 乙は、引渡期日前に目的物を納入しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。
- ③ 乙は、目的物が個別契約に定める引渡期日までに引渡されないおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に書面により通知するとともに、甲の指示を受けなければならない。
- ④ 引渡期日に第 16 条に定める引渡が完了しなかったときは、甲は、乙に対して、引渡期



日の翌日から引渡が行われる日まで、延滞料として、1日につき個別契約に定める価格の1/1,000相当額の金額を請求しうる他、甲が必要と認める措置をとることができるものとする。但し、甲の責に帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。

- ⑤ 甲は、前項の場合に自己に生じた具体的に立証できる損害額が前項の延滞料を上回る場合には、当該延滞料の請求に加え、その上回る部分についても乙に請求することができるものとする。

#### 第20条（超過納入の禁止）

- ① 乙は、個別契約に定める数量を超過して目的物を納入してはならない。但し、事前に甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ② 乙は、前項の承諾を得ないで超過納入をしたときは、甲の指示に従い、自己の責任と負担において速やかに超過納入した目的物（以下「超過納入分」という。）を引取らなければならない。
- ③ 甲は、乙が超過納入分の引取に速やかに応じないときは、乙が超過納入分の一切の権利を放棄したものとみなし、任意にこれを処分することができるものとし、その費用を乙に負担させるものとする。

#### 第21条（検査、検定及び検収）

甲は、乙から目的物の引渡を受けたときは、速やかに次条に定める検査を行い当該検査の結果に基づいて第23条に定める検定を実施し、第24条に定める検収を行うものとする。

#### 第22条（検査）

- ① 検査とは、目的物が個別契約に定める仕様・条件を満たしているか否かを甲が検証することをいう。
- ② 検査の具体的内容、方法等については、個別契約に定めるものとし、個別契約に定めのない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- ③ 乙は、個別契約に別段の定めがない限り、検査に必要な資料、データ、サンプル等を無償で甲に提供しなければならない。
- ④ 甲は、自己の所有又は使用する敷地内（以下「本敷地内」という。）で行う検査に要した費用を負担するものとする。但し、甲が負担することが適切でないと判断される費用についてはこの限りではない。
- ⑤ 乙は、事前に甲の承諾を得て検査に立会うことができるものとする。

#### 第23条（検定）

- ① 甲は、検査完了後、速やかに目的物が個別契約に定める仕様・条件を満たしているか否かの合格、不合格の検定を行う。
- ② 検定により甲が目的物を不合格と判定した場合（検定前に不合格であると判定した場合

を含む。)、甲は、乙に対して相当期間を定めて乙の負担により目的物の補修、追完若しくは代替品の引渡を指示し又は個別契約を解除できるものとする。この場合、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

- ③ 甲は、前項の手續により補修された目的物、追完品（追完書面を含む。）又は代替品について新たに検査を行うものとし、当該検査については、前2条の規定を適用する。
- ④ 乙は、補修を行う場合を除き、甲の指示に従い自己の負担において不合格となった目的物（以下「不合格品」という。）を直ちに引取らなければならない。なお、甲が、本項、第20条第2項又は第53条第2号により、乙に引取義務がある不合格品又は目的物の保管中に、これらの全部又は一部が滅失、毀損、変質等したときは、その損害は甲の責に帰すべき事由に基づく場合を除き乙の負担とする。
- ⑤ 甲は、乙が検査終了後速やかに不合格品の引取に応じないときは、乙が不合格品の一切の権利を放棄したものとみなし、任意に処分し、その費用を乙に負担させることができるものとする。

#### 第24条（検 収）

検収とは、検定に合格した目的物を、個別契約に定める必要書類等とともに甲が受け入れることをいう。なお、甲は、検定の結果合格となった場合には、速やかに検収を行うものとする。

#### 第25条（条件付検収）

甲は、乙の目的物引渡後、やむを得ない事由により相当期間内に第22条に定める検査を行うことができない場合には、乙の同意を得て、乙の保証書により条件付検収を行うことができるものとする。但し、この場合、後日の検査、検定の結果不合格とされたときは、第23条の規定を適用するものとする。

#### 第26条（無検査検収）

- ① 甲は、個別契約で無検査品と定めた目的物（以下「無検査目的物」という。）については、第16条の規定に基づく引渡と同時に検査、検定を行わないで検収するものとする。
- ② 乙は、無検査目的物の引渡にあたり、自らの検査に合格したもののみを引渡すものとし、甲が当該無検査目的物の検収後、不良品であることが判明した場合で代替品を要求した場合には、直ちにこれに応じるものとする。
- ③ 乙は、甲が本条第1項に定める検収後、不良品によって損害をこうむった場合は、当該損害を賠償するものとする。

#### 第27条（所有権の移転）

目的物の所有権は、甲が、第24条若しくは第29条に基づき目的物を検収し、又は第25条に基づき目的物を条件付検収若しくは前条に基づき無検査検収したときに、乙から甲に移

転するものとする。但し、検取前においても、乙の債権者に目的物を差押えられるおそれがある場合その他合理的事由があるときは、甲は、乙に所有権の移転を請求することができるものとする。この場合、目的物の所有権は、甲の当該請求時をもって乙から甲に移転するものとする。

#### 第 28 条 (危険負担)

目的物の検取前に生じた目的物の滅失、毀損、変質その他一切の損害は乙が負担するものとする。但し、甲の責に帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。

#### 第 29 条 (減価採用)

- ① 甲は、第 23 条の規定にかかわらず、検定の結果、不合格と判定した目的物の全部又は一部を検取することができるものとする。
- ② 前項の場合、代金は不合格の事由に応じて減額されるものとし、その減額割合等については、検定の結果を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### 第 30 条 (無償使用)

- ① 甲は、乙の同意を得て、目的物の引渡後検取まで、目的物の全部又は一部を無償で使用するものとする。
- ② 前項の場合、甲はその使用部分について、善良なる管理者の注意をもって保管にあたるものとする。

#### 第 31 条 (代金の支払)

甲は乙に対して、個別契約に基づき甲乙間で合意した支払条件に従って目的物の代金を支払うものとする。但し、個別契約に支払条件がない場合には、甲は、検取完了後、甲の定める基準に従って目的物の代金を支払うものとする。

#### 第 32 条 (瑕疵担保責任)

- ① 甲は、個別契約に定める瑕疵担保期間又は保証期間（以下、総称して「瑕疵担保期間」という。）内において、目的物に隠れたる瑕疵若しくは保証条項等契約条件との相違（以下、総称して「瑕疵」という。）が生じ又は発見されたときは、乙に対して相当期間を定めて瑕疵の補修又は代替品の引渡を請求できるとともに、損害賠償の請求をすることができるものとする。但し、専ら甲の責に帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。
- ② 甲は、個別契約に瑕疵担保期間の定めがない場合において、目的物の検取後 1 年以内に、瑕疵が生じ又は発見されたときは、乙に対して前項の各請求を行うことができるものとする。
- ③ 甲は、前 2 項に定める期間経過後といえども、乙の故意又は過失に基づく重大な瑕疵については第 1 項の各請求を行うことができるものとする。

- ④ 乙は、自らが補修を行った場合、補修部分の検収後、当該補修部分について、第1項乃至第3項の責任を負うものとする。
- ⑤ 乙は、自らが代替品の引渡を行った場合、代品に対する検収後、当該代替品について、第1項乃至第3項の責任を負うものとする。

#### 第33条（損害賠償等）

- ① 乙が、次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して損害賠償の請求をすることができる他、代金の支払を延期することができるものとする。
  - 1. 乙が本契約に違反し甲に損害を与えたとき
  - 2. 乙が責を負うべき事由により本契約の全部又は一部を解除されたとき
  - 3. 乙若しくは乙の使用人（下請業者及びその使用人並びに第46条に定める代理人を含む。以下同じ。）の行為又は目的物若しくは引渡使用品の瑕疵により甲又は甲の使用人に損害を与えたとき
  - 4. 乙又は乙の使用人が、目的物に関して施工する据付工事、補修工事等（以下、総称して「工事」という。）又は工事施工に使用される機械、器具等の瑕疵により甲又は甲の使用人に損害を与えたとき
- ② 乙は、本契約に違反し、あるいは乙又は乙の使用人の行為に関連して、第三者（乙の使用人、下請業者及びその使用人を含む。以下同じ。）に損害を与えた場合又は甲が当該第三者から損害賠償の請求を受けた場合は、自己の責任と負担において解決するものとする。

#### 第34条（製造物責任）

- ① 目的物の欠陥（製造物責任法又は諸外国における同種の法令で定める欠陥をいう。以下同じ。）に起因して、目的物又はそれらを使用した甲の製品（以下、総称して「目的物等」という。）が第三者の生命、身体又は財産を侵害したことにより、甲が損害を被ったときは、乙は当該損害を賠償するものとする。但し、当該損害について適用される製造物責任法又は諸外国における同種の法令で定める免責事由によって乙が免責される場合は、乙は当該責任を負わないものとする。
- ② 目的物等に関連して第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合において、原因の調査、対策の実施等について甲が求めたときは、乙は誠意をもってこれに応じるものとする。

#### 第35条（機能保証）

乙は、目的物が、個別契約に定める機能、性能、品質等並びに関係法令及び監督官庁の定める基準を満足することを保証するものとする。

#### 第36条（品質・納期管理、立入検査）

- ① 乙は、目的物の製作及び納入にあたり、適切な品質・納期管理と厳重な出荷検査を行い、

個別契約に定める仕様に適合するよう品質を保持するとともに、引渡期日を遵守しなければならない。

- ② 甲は、甲が必要と認めるときは、目的物の製作状況及び乙の品質・納期管理状況を確認するため、乙の同意を得て、乙の工場等（製作の全部又は主要な一部を下請業者に委託している場合には、当該下請業者の工場等を含む。）に立入検査を行うことができるものとする。

#### 第 37 条（補修用の製作用材料等の供給）

本契約終了後といえども、甲が目的物の補修のために必要とする場合には、乙は、甲の要請に従い、補修用の製作用材料等（補修に関する技術支援を含む。）を甲に供給するものとする。なお、当該製作用材料等の供給期間、価格等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### 第 38 条（製作委託の制限等）

- ① 乙は、目的物の製作の全部又は主要な一部を事前に甲の書面による承諾なしに、第三者に委託してはならない。なお、甲が第三者への委託を承諾した場合であっても、乙は本契約に基づく乙の義務を免れないものとし、乙は本契約に定める受注者としての義務を当該第三者に遵守させるものとする。
- ② 乙は、事前に甲が承諾している場合に限り、目的物を第三者から調達し、甲に引渡すことができる。なお、甲が第三者からの調達を事前に承諾した場合であっても、乙は本契約に基づく乙の義務を免れないものとする。

#### 第 39 条（環境保全・公害防止義務）

- ① 乙は、本契約の履行に関し、環境保全・公害防止に関する各種法令、監督官庁からの指示命令等（以下「各種法令等」という。）及び甲の提示する環境保全・公害防止に関する規程、基準等を遵守し、環境の整備・保護に関する諸対策を講じなければならない。
- ② 乙は、各種法令等により目的物への使用が禁止若しくは制限され、又は個別契約により目的物への使用が禁止若しくは制限されている材料及び物質を当該法令等又は個別契約に反して使用してはならない。
- ③ 乙は、本敷地内において工事を施工するにあたり、環境保全・公害防止担当責任者を設置する等の環境保全・公害防止体制を整え、甲の環境管理責任者と密接な連絡をとらなければならない。
- ④ 乙は、本敷地内において工事を施工するにあたり、甲が総合的な環境保全・公害防止対策その他の理由により必要な措置を要請した場合は、直ちにこれに従わなければならない。
- ⑤ 乙は、本敷地内において工事を施工するにあたり、環境汚染、公害等が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに甲にその旨を連絡し、甲の意見を求めるとともに、責任をもって適切な措置を講じなければならない。但し、緊急且つやむを得ない場合には、周

囲への被害を極力軽減するように応急措置を講じたうえ、所轄の監督官庁等に通報するとともに、速やかに甲に連絡する。

- ⑥ 乙は、本敷地内において工事を施工するにあたり、騒音、振動、地盤沈下その他の理由から甲又は乙が第三者より本契約履行の停止、本契約履行方法の改善等の請求を受けた場合又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担においてこれを解決するものとする。
- ⑦ 前6項の措置に要した費用は、乙が負担するものとする。但し、甲が、乙に負担させることが適切でないとした費用については、甲が負担するものとする。

#### 第40条（災害防止義務）

- ① 乙は、本契約の履行に関し、労働基準法、労働安全衛生法その他の法令、監督官庁からの指示命令等及び甲の提示する安全衛生、火災の予防等に関する規程、基準等を遵守し、災害防止に関する諸対策を講じなければならない。
- ② 乙は、本敷地内において工事を施工するにあたり、災害防止担当責任者を設置する等の災害防止体制を整え、甲の災害防止管理責任者と密接な連絡をとらなければならない。
- ③ 乙は、本敷地内において工事を施工するにあたり、甲が総合的な災害防止対策その他の理由により必要な措置を要請した場合は、直ちにこれに従わなければならない。
- ④ 乙は、本敷地内において工事を施工するにあたり、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに甲にその旨を連絡し、甲の意見を求めるとともに、責任をもって適切な措置を講じなければならない。但し、緊急且つ止むを得ない場合には、周囲への被害を極力軽減するように応急措置を講じたうえ、所轄の監督官庁等に通報するとともに、速やかに甲に連絡する。
- ⑤ 前4項の措置に要した費用は、乙が負担するものとする。但し、甲が、乙に負担させることが適切でないとした費用については、甲が負担するものとする。

#### 第41条（労災付保及び補償手続）

- ① 乙は、乙の使用人に労働者災害補償保険法等による保険を付すとともに、十分な補償体制を維持しなければならない。
- ② 乙は、乙の使用人が本契約の履行に起因して負傷、疾病にかかり又は死亡したときは、前項の保険による補償手続を行わなければならない。

#### 第42条（付保）

乙は、前条に定めるものの他、個別契約に定めるところにより、又は個別契約に定めがない場合は乙の判断により、据付工事、輸送等に関する保険を付すものとする。なお、納期その他本契約内容に変更が生じた場合には、付保内容を当該変更に応じたものに変更しなければならない。

#### 第 43 条（甲の定める諸規程の遵守等）

- ① 乙は、第 39 条及び第 40 条に定めるものの他、甲の提示する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 甲は、前項の規程遵守、秩序維持のため、乙に指示することができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- ③ 甲は、本敷地内において工事を施工するにあたり、乙の使用人の中で不相当と認められた者については、乙に対して理由を明示しその者の交代を要求し、又は本敷地内への立入りを禁止することができるものとし、乙は、自己の責任と負担においてこれに従い甲に一切迷惑をかけないものとする。

#### 第 44 条（争議行為の通知）

- ① 乙は、乙と乙の労働組合若しくは乙の使用人との間に争議行為（下請業者にあつては、当該下請業者とその労働組合若しくはその使用人との間の争議行為）が発生し、又は発生するおそれがある場合で本契約の履行に影響をおよぼす可能性がある場合には、直ちに甲に通知しなければならない。
- ② 乙は、争議行為によって甲の業務に支障が生ずることがないように努めなければならない。

#### 第 45 条（乙の情報提供）

- ① 甲が、乙の事業内容、財務内容等本契約の履行に必要とする情報の提供を要請した場合には、乙はこれに応じるものとする。
- ② 甲の内部監査又は内部統制の必要から、個別契約の実行状況についての確認を要請した場合には、乙はこれに応じるものとする。
- ③ 乙は、個別契約の履行にあたり、甲の要請に応じて、製作、出荷等の状況を甲に報告するものとする。
- ④ 乙は、次の各号のいずれかに該当する事項が生ずる場合、甲に事前に通知しなければならない。
  1. 合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転
  2. 減資又は解散
  3. 事業目的の変更
  4. 商号又は通称の変更
  5. 代表者の変更
  6. 本店所在地の変更
  7. 重要財産の得喪変更
  8. その他経営に重大な影響をおよぼす事項

#### 第 46 条（代理人）

- ① 乙は、本契約に関し、代理人を選任するときは、代理人に授与する権限の範囲を明らか

にし、甲所定の委任状を甲に提出するとともに甲の承諾を得なければならない。

- ② 乙は、代理人の変更若しくは解任を行うとき又は代理人の権限の範囲を変更するときは、所定の手続により甲の承諾を得るものとする。
- ③ 乙は、代理人の本契約に関する行為について、甲に対して責任を負わなければならない。
- ④ 乙は、代理人をして自らと連帯して、当該代理人の受任業務に関連した本契約上の乙の債務を保証させるものとする。

#### 第 47 条（知的財産権の実施・使用及び侵害防止）

- ① 甲は、本契約の履行に関し、必要と認めるときは、甲の所有する産業財産権（出願中のものを含む。以下同じ。）、ノウハウ、プログラム（著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に定めるプログラムをいう。）その他の著作物の著作権若しくはその他の知的財産権（以下、総称して「知的財産権」という。）、又は甲が第三者から実施許諾されている知的財産権を乙に実施・使用させる。なお、これらの知的財産権の実施・使用のために、甲から乙にプログラムの記録媒体、技術資料等を貸与した場合、乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、当該記録媒体、技術資料等に記録・記載されたプログラムその他の著作物を複製、翻案、改変等をしてはならず、使用後は、直ちに当該媒体及び資料等を甲に返還するものとする。
- ② 乙は、目的物自体、仕様書、図面等に記載された技術内容、甲との打合せ内容、甲の指示により決定された技術内容又は甲の指示によらないで乙が実施する技術内容に関し、第三者の知的財産権が存在するときは、速やかに甲にその旨を通知しなければならない。
- ③ 乙は、目的物の甲による使用が第三者の知的財産権を侵害しないこと、乙から提供を受けた技術情報等の甲による実施・使用が第三者の知的財産権を侵害しないこと及び万一、甲又は乙と第三者との間に差止請求、損害賠償請求等の紛争が生じたときは、直ちに甲に通知するとともに、自己の責任と負担において解決することを保証するものとする。但し、当該権利侵害が甲の責に帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。

#### 第 48 条（知的財産権の帰属）

- ① 乙又は乙の使用人が、本契約の履行にともない、発明、考案、意匠の創作、プログラムその他の著作物（二次的著作物を含む。）の創作等（以下「発明等」という。）を行った場合は、それが乙又は乙の使用人単独の発明等であると否とを問わず、直ちにその内容、経緯等を甲に通知し、その権利の帰属について甲と協議するものとする。なお、著作物の創作等については、個別契約に定める業務が当該著作物の創作等を当然含む場合は、本項に定める通知を要さないものとする。
- ② 本契約に基づき創作されるプログラムその他の著作物の著作権は、別段の定めがない限り、創作と同時に甲に帰属するものとし、乙は、当該著作物に関する著作者人格権を甲又は甲より許諾を受けた第三者に対し行使しないものとする。
- ③ 乙は、第 1 項の協議によりその権利が甲乙共有となった発明等に関しては、事前に甲の



書面による承諾を得ない限り、次の各号に定める行為をしてはならない。

1. 産業財産権を受ける権利の第三者への譲渡又は担保提供
  2. 発明等に関する知的財産権の第三者への譲渡、担保提供又は実施許諾
  3. 内容の第三者への開示
  4. 発明等に関する産業財産権の出願
  5. プログラムその他著作物の著作権の登録
- ④ 本条及び次条の規定は、甲乙間で共同開発契約等の別段の契約において知的財産権の取扱について異なる定めをしている場合については、当該契約の定めに従うものとする。

#### 第 49 条（知的財産権実施許諾等の条件）

前条第 1 項の協議により、乙又は乙の使用人に帰属することとされた発明等については、乙は、甲に通常実施権又は非独占的使用権を許諾するものとする。許諾の条件は、甲乙協議のうえ決定するものとするが、本契約に定める目的に従った実施・使用については無償とする。

#### 第 50 条（秘密保持義務）

① 乙は、本契約に定める業務の遂行過程（個別契約締結のための準備行為の遂行を含む。）で知りえた甲の生産、販売、技術、設備その他の事項に関する一切の情報（第 47 条第 1 項により甲から乙に開示された情報及び本条第 2 項に定める仕様書等に記載された情報を含む。）について厳重にその秘密を保持するものとし、事前に甲の書面による承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩し、本契約履行の目的以外に使用し、又は第三者に使用させる等の行為をしてはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

1. 甲から受領する以前に既に乙が保有していた情報
  2. 甲から受領する以前に公知であったか、又は甲から受領した後に自らの責によらずに公知となった情報
  3. 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに乙が受領した情報
  4. 法令の定めに基づき又は権限のある官公署から開示を要求された情報
- ② 甲から乙に提供された仕様書、図面、資料その他の書面（第 47 条第 1 項により甲から乙に貸与されたプログラムの媒体、資料等を含む。以下、総称して「仕様書等」という。）及びそれらの複写・複製物は甲の所有とし、乙は、甲から要請があった場合には、直ちにこれらを甲に返還するものとする。
- ③ 乙は、乙の使用人に前 2 項の規定を遵守させなければならない。
- ④ 乙は、甲指定の施設、設備等については特に秘密保持に留意するとともに、甲の指示に従い、乙の使用人から甲に誓約書を提出させる等の措置を講じなければならない。

#### 第 51 条（権利義務譲渡の禁止）

乙は、事前に甲の書面による承諾がない限り、本契約によって生じる地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならず、また、本契約から生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは担保に供し、又は本契約から生じる義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせてはならない。

#### 第 52 条（甲の解除権等）

- ① 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、あらかじめ何らの通知催告をなすことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。なお、本条による解除は、乙に対して損害賠償の請求をすることを妨げない。
1. 本契約に違反し是正を求められたにもかかわらずこれを是正しないとき
  2. 差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税公課の滞納処分若しくは滞納による保全差押を受けたとき
  3. 支払停止があったとき、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続開始の申立があったとき
  4. 手形交換所から不渡り報告又は取引停止処分を受けたとき
  5. 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
  6. 事業を廃止・休止・変更し、又は解散の決議をしたとき
  7. 背信行為があったとき又は公序良俗に反する行為があったとき
  8. 社会的信用を失い又は失うおそれがあると認められるとき
  9. 財産状態が著しく悪化するなど、本契約の履行が困難であると認められるとき
  10. その他前各号に準ずる事由があったとき
- ② 前項の各号に該当する場合、甲は、乙の事務所、工場等に立入り、甲の所有物を回収することができるものとし、乙は、これに一切異議を申立てないものとする。

#### 第 53 条（契約解除時の措置）

乙は、本契約の全部又は一部が解除された場合、直ちに次の各号に定める事項を履行しなければならない。

1. 乙は、無償支給品（乙が甲に対して代金を支払っていない有償の支給品を含む。）、仕様書等その他甲の所有にかかる一切の物品を直ちに甲に返還するものとする。
2. 乙は、目的物の措置について、甲の指示に従い、自己の負担において直ちに引取るものとする。この場合、甲は、解除後乙が目的物を速やかに引取らなかったときは、乙が目的物についての一切の権利を放棄したものとみなし、任意にこれを処分し、その費用を乙に負担させることができるものとする。
3. 乙は、引渡前の目的物（仕掛品を含む。）について、甲から引渡の申入れを受けた場合には、直ちに甲に目的物を引渡すものとする。この場合、甲は、引渡を受けた目的物について、甲乙協議のうえ代金として決定した金額を乙に支払うものとする。
4. 乙は、前号に定める目的物を甲に引渡す場合は、乙所有の材料、機器図面、治工具等

について、甲が目的物の完成に必要と判断するものを甲に譲渡又は貸与するものとする。この場合、譲渡価格又は貸与料については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### 第 54 条（乙の解除権等）

- ① 甲が本契約に違反し乙に損害を与えた場合、乙は、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。この場合、解除の有無にかかわらず、乙は甲に対して損害賠償の請求をすることができるものとする。
- ② 前項の損害賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### 第 55 条（反社会的勢力の排除）

- ① 乙は、乙又は乙の代理人又は使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体又は政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  5. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 甲は、前項の確約に反して、乙、乙の代理人又は使用人が反社会的勢力又は前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。
- ③ 乙が、本契約の定めに基づき実施する業務の一部を第三者に委託する場合において、当該第三者（当該第三者が当該業務の一部を再委託するときは、再委託先を含む。以下同じ。）が反社会的勢力あるいは第 1 項各号の一にでも該当することが判明した場合は、甲は乙に対して、当該第三者への委託を取りやめるなどの必要な措置をとるよう求めることができる。
- ④ 甲が乙に対して、前項の措置を求めたにもかかわらず、乙が従わなかった場合には、甲は、本契約を解除することができる。
- ⑤ 本条第 2 項又は前項の定めにより、甲が本契約を解除した場合、乙は、当該解除に関し、甲に対し一切の請求及び異議の申立てを行わず、甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

#### 第 56 条 (相 殺)

甲は、乙に対して債権を有するときは、当該債権と甲が乙に対して負担する債務とを、支払期日にかかわらず、その対当額につき相殺することができるものとする。

#### 第 57 条 (不可抗力免責)

- ① 乙は、天災地変、その他の不可抗力（争議行為は含まない。）により目的物について、引渡遅延又は引渡不能に陥ったと認められるときは、直ちに甲に対して書面で通知するものとし、これにより生じた甲の損害の全部又は一部を賠償する責を免れるものとする。
- ② 不可抗力が 90 日以上継続する場合、甲は、事前に乙に通知することにより本契約を解約できるものとする。なお、当該解約時に仕掛品がある場合には、甲は第 53 条第 3 号の定めに従ってその引渡を受けることができるものとする。

#### 第 58 条 (残存条項)

本契約が終了又は解除等により終了した後においても、第 32 条乃至第 35 条、第 37 条、第 47 条乃至第 50 条、第 56 条及び第 60 条の規定は、なお効力を有するものとする。

#### 第 59 条 (基本約款の適用時期)

基本約款は、平成 24 年 10 月 1 日以降に甲が発注する個別契約に適用されるものとする。

#### 第 60 条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟の専属的合意管轄は、紛争の対象となる個別契約に表示された甲の契約締結者の所在地又は甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

#### 第 61 条 (協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関する解釈上の疑義については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

#### 【乙が目的物の据付等の工事を施工する場合の特則】

乙が本敷地内において目的物の据付等の工事を施工する場合は、前各条に定めるものの他、次の規定によるものとする。

#### 第 62 条 (現場代理人)

- ① 乙は、工事毎に、現場代理人及び法令に定める主任技術者、監理技術者、専門技術者等（以下「現場代理人等」という。）並びに指揮命令系統を定め、事前に書面により甲に通知し、その承諾を得なければならない。

- ② 乙は、現場代理人をして、工事中現場に常駐させるとともに、工事の指揮・監督、安全衛生管理その他工事の施工に必要な一切の事項を処理させ、その責任を負わせなければならない。
- ③ 甲は、現場代理人等として不相当と認めた者については、乙に対して理由を明示しその者の交代を要求し、又は本敷地内への立入りを禁止することができるものとし、乙は、自己の責任と負担においてこれに従い甲に一切迷惑をかけないものとする。

#### 第 63 条 (材料等の検査及び搬出入)

- ① 乙が工事に使用する材料、器具、仮設物、機械等（以下「材料等」という。）のうち個別契約又は甲の指示により指定されたものについては、事前に甲の検査に合格したもの又は甲の承諾を受けたものでなければならない。この場合、検査に要する費用は乙の負担とする。
- ② 前項の検査の項目、方法等は個別契約に定めるものとする。なお、個別契約に定めのない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- ③ 乙は、第 1 項の検査に不合格の材料等については、直ちに代替品を手当しなければならない。
- ④ 第 1 項の場合で、乙が甲の検査又は承諾を受けない材料等を使用した場合には、甲は、乙に材料等の全部又は一部の取替えを要求することができるものとする。
- ⑤ 乙は、材料等を本敷地内に搬入するとき又は本敷地内から搬出するときは、事前に甲の承諾を得なければならない。
- ⑥ 甲は、乙が搬入した材料等の紛失又は破損につき、一切その責任を負わないものとする。

#### 第 64 条 (乙の設備等)

- ① 乙は、本敷地内に工事に必要な建物、機械その他の固定設備（以下「諸設備」という。）を設置、増設、移設又は撤去するときは、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。
- ② 乙は、諸設備の使用、保管等において、災害の防止等について十分な管理を行うものとし、諸設備の使用、保管等にもない甲（甲の使用人を含む。）、乙（乙の使用人を含む。）又は第三者に損害が生じ、又は諸設備が滅失、毀損等した場合は、自己の責任と負担において解決するものとする。
- ③ 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、諸設備について次の各号に定める行為をしてはならない。
  - 1. 第三者に譲渡、貸与、担保権等の設定等の処分をすること
  - 2. 本契約の目的以外に使用すること
- ④ 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の指示に従って直ちに諸設備を撤去又は移設するとともに、工事現場及び貸与物件の清掃、整地等を行わなければならない。
  - 1. 本契約が解除・解約されたとき

2. 工事が終了したとき
3. 工事について諸設備が不要となったとき
4. 工事について諸設備が不相当と甲が認めたとき
- ⑤ 前項の撤去及び移設に要する費用は乙の負担とする。

#### 第 65 条（工事の施工）

- ① 乙は、本契約及び甲の指示に従って、工事を施工（設計施工を含む。）し、個別契約に定める工事の完了期限（以下「工期」という。）までに完成しなければならない。
- ② 乙は、個別契約に定めるところに従い、図面その他の設計等に関する書類及び工事施工計画、工事工程表、工事安全計画その他の工事計画を甲に提出しその承諾を得たうえで工事に着手するものとする。
- ③ 乙は、個別契約に定める仕様、甲の提示する図面、規程若しくは甲の指示に疑義を生じ又はそれらが不相当であると考えるときは、直ちに甲に通知し、甲の書面による新たな指示を受けなければならない。
- ④ 乙が前項の定めを反し生じた損害は、全て乙の負担とする。
- ⑤ 乙は、工事に関し、経験及び知見を有するとともに甲所定の教育を受講した乙の使用人を確保し、当該工事を実施させなければならない。なお、関係法令に定める特定の工事を行う者は、当該作業に必要な資格を有した者でなければならない。

#### 第 66 条（代替施工）

- ① 甲は、乙の工事の遅延、不能等により甲の業務に支障が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、乙の負担において自ら又は第三者を使用して工事を施工することができるものとする。この場合、乙は、これを拒んではならない。
- ② 前項の場合、甲は、乙が工事に使用する材料等及び諸設備で必要と認められるものを、無償で自ら使用し又は第三者に使用させることができるものとする。

#### 第 67 条（関連工事との調整）

甲及び乙は、乙の施工する工事が甲の発注による第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの施工について調整を行うものとする。この場合、乙は、甲の調整に従い、第三者が行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### 第 68 条（下請負の制限等）

- ① 乙は、据付工事の全部又は一部の履行を第三者に下請負させる場合は、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。
- ② 乙は、甲による前項の承認を得た場合は、責任をもって下請業者及びその使用人の管理にあたるとともに、それらの者の行為の結果について責任を負うものとする。

- ③ 甲は、必要と認めるときは、何時でも第1項の承認を取消することができるものとする。
- ④ 乙は、第2項の下請業者及びその使用人に基本約款の趣旨を周知させ、これを遵守させなければならない。

#### 制定施行及び改定施行

制定施行	昭和31年10月1日
改定施行	昭和52年4月1日
	昭和59年4月1日
	平成3年2月1日
	平成19年8月1日
	平成24年10月1日